横浜市海づり施設等
指定管理者公募要項

平成２７年６月
横浜市港湾局

【目　次】

横浜市海づり施設公募要項　本編

１　指定管理制度の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　公募の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　指定管理者が行う業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４　本施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

５　公募及び選定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

６　協定及び準備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

１　指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成 15 年６月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたび、平成 28 年４月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

２　公募の概要

（１）対象施設

横浜市海づり施設等（以下「本施設」 という。）

ア　横浜市大黒海づり施設

イ　大黒ふ頭先端緑地

ウ　横浜市本牧海づり施設

エ　横浜市磯子海づり施設

施設の詳細については「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

（２）指定期間

平成 28 年４月１日から平成 33 年３月 31 日まで（５年間）

（３）指定管理者の公募及び選定（「５　公募及び選定に関する事項」参照）

指定管理者の公募及び選定は、「横浜市の海づり施設等の指定管理者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、「横浜市の海づり施設等指定管理者選定評価委員会運営要綱」に基づき設置される「横浜市海づり施設等指定管理者選定評価委員会」において、書類及び面接等に基づく審査を実施し、応募者の中から本施設の設置目的を最も効果的に達成することができると認められる団体を選定します。

選定結果は、応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、港湾局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

（４）問合せ先

〒231-0023　横浜市中区山下町２番地　産業貿易センタービル５階

横浜市港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課

電話　045（671）2888　　Fax　045（201）8983

E-mail　kw-shitei01@city.yokohama.jp

（５）その他

本牧沖に新たなふ頭（新本牧ふ頭）の整備が計画されており、指定期間中に整備が開始された場合、施設周辺の環境が変わる可能性があります。

横浜市磯子海づり施設に隣接している横浜市環境創造局南部水再生センター（横浜市磯子区新磯子町 39 番地）において、現在、施設の増設工事が進められています。また、環境創造局が所有する海づり施設周辺の護岸整備工事が平成 28 年度以降予定されています。このため、施設周辺の環境変化やつり場等の一部施設において、一定期間利用制限等が発生する可能性があります。

※環境変化等に係る納付金の扱いについては、４（６）ウに記載します。

３　指定管理者が行う業務

横浜市海づり施設条例第３条に規定する業務の実施に関すること。

４　本施設の概要

（１）施設の設置目的と状況

海づり施設は、「市民に安全で快適な海づりの場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与するため」（横浜市海づり施設条例第１条）に設置されています。

昭和 53 年に本牧、昭和 58 年に磯子、平成８年に大黒海づり施設がそれぞれ設置され、初心者から上級者までさまざまなつり愛好家に親しまれている施設で、３施設合わせての年間の利用者は 20 万人を超え、年々増えております。

また、大黒ふ頭先端緑地は、家族連れが潮風に吹かれながら遊んだり、船を眺めながら散歩をしたり、軽い運動をしたりするなどして親しまれています。

※参考：各海づり施設の利用状況等の管理実績については横浜市ホームページを参照してください。
ＵＲＬ：http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/shitei/

（２）施設の運営方針

指定管理者へは、次の運営方針を踏まえたうえで、施設の現状を正確に把握しつつ業務を中立かつ公正に行うこと、また、一つの指定管理者が管理を行うことによりサービス水準の向上や利用者の利便性を図り、効率的かつ効果的な管理運営を行っていくことを求めます。

ア　指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により質の高いサービスを施設利用者に提供するとともに管理経費を削減する。
イ　施設を一元的に管理することによるスケールメリットを最大限活用し、利用者サービス向上を図る。
ウ　施設利用者の多様なニーズに応えるため、常に利用者の声を聴取し反映できるものは取り入れるなど、年間を通して質の高いサービスを提供できるよう管理運営の創意工夫を行う。
エ　施設の利用許可を行うときは、施設の設置主旨に照らして適切かつ公平な取り扱いをする。
オ　緑地や植栽管理については仕様書に記載の業務を標準として行うものとし、より質の高い適正な水準を維持できるよう管理を徹底する。
カ　全ての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に保持し、施設利用者が快適かつ安全に利用できるよう、設備等の適正な管理と保守点検を行う。
キ　施設の管理運営においては、市の施策に十分配慮する。
ク　港周辺における他の市民利用施設との連携に積極的に取り組む。

（３）目的の達成手段

上述の設置目的を達成するために、運営方針に則り、以下の業務の実施を求めます。具体的な実施事業は次項の通りとなります。

ア　安全管理、事故防止に関する業務
イ　施設の利用向上及び円滑な施設利用の促進に関する業務
ウ　施設の利用許可等に関する業務
エ　施設及び設備の維持保全及び管理に関する業務
オ　緊急・災害時及び防災等に関する業務
カ　帳票等の管理及び報告書等に関する業務
キ　その他の業務

（４）実施事業（具体策）

ア　安全管理、事故防止に関する業務

（ア）来場者の安全管理、事故防止に関する業務

（イ）鍵の保管等に関する業務

イ　施設の利用向上及び円滑な施設利用の促進に関する業務

（ア）リーフレット等による施設のＰＲに関する業務

（イ）施設利用情報の広報等に関する業務

（ウ）施設利用促進の企画実施や誘致、イベント情報の宣伝等に関する業務

（エ）混雑期の円滑な運営に関する業務

（オ）その他、施設の利用向上及び円滑な施設利用の促進に関する業務

ウ　施設の利用許可等に関する業務

（ア）受付・案内業務

（イ）施設の利用調整及び利用許可に関する業務

（ウ）施設の利用料金の徴収に関する業務

エ　施設及び設備の維持保全及び管理に関する業務

本施設の施設及び設備・備品についてその状態を良好かつ清潔に保ち、施設の長寿命化を図るとともに、施設利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行います。

（ア）施設・設備の維持保全及び管理

指定管理者は、電気事業法上の電気主任技術者業務を行います。また、横浜市が別に定める方式に則り、施設・設備の点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検及び巡回・確認）を実施し、施設が適切に利用可能かどうかを把握します。施設・設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じます。

また、指定管理者は、年間 600 万円（消費税抜）以内の修繕（小破修繕）を実施します。

（イ）施設の管理全般

安全管理、事故防止、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行います。

（ウ）緑地や植栽の維持保全及び管理

a　美観・衛生環境の維持

b　樹木・芝生等の管理業務

除草、剪定、芝刈、施肥、薬剤散布等を適宜行います。

（エ）駐車場に関する管理業務

a　駐車場設備の維持管理

b　効率的で安全な運営

c　料金の徴収

オ　緊急・災害時及び防災等に関する業務

（ア）緊急時の業務

（イ）災害時の業務

（ウ）防火・防災管理に関する業務

カ　帳票等の管理及び報告書等に関する業務

（ア）帳票類の管理及び提出等

（イ）業務日誌の作成及び保管

（ウ）事業計画書、事業報告書等の作成・提出

キ　その他の業務

（ア）施設利用にあたっての要望・苦情処理

（イ）関連団体等との適切な調整
（ウ）調査業務
（エ）自己評価の実施
（オ）施設賠償責任保険への加入
（カ）指定期間終了にあたっての引継ぎ

（５）自主事業

本施設の指定管理業務を妨げない範囲において、指定管理者は、協定に定めのない業務を、自己の責任と費用により、自主事業として行うことができます。実施にあたっては、事前に横浜市と協議の上決定します。

（６）職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア　職員配置

指定管理者は、指定管理業務を確実に達成できる人員配置を行うこととします。施設ごとの配置時間、配置者の資格や人数を提案していただき、市と協議の上、決定します。なお、指定期間中に、指定管理者は、実績を踏まえた合理的根拠を示したうえで、配置時間、配置人数の変更案を提案することができます。

また、各海づり施設の職員のうち１名をその施設（大黒ふ頭先端緑地にあっては大黒海づり施設と合わせて）の管理運営責任者に定め、全ての業務を統括する統括管理責任者を１名定めることとします。

イ　収入について

本施設は利用料金制をとっています。横浜市海づり施設条例及び横浜市港湾施設使用条例に基づき、施設の利用にかかる利用料金を徴収し、指定管理者の収入とします。なお券売機等の整備は指定管理者にて行ってください。現在、大黒海づり施設、本牧海づり施設、磯子海づり施設に設置されている券売機は、現指定管理者が賃貸借契約しているものです。

本施設の利用料金、事業収入及び雑入を以て、本施設の運営に係る人件費、事業費（自主事業を除く）、事務費、管理費等の経費に充てることとします。指定管理料の支払いはいたしません。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視、小破修繕を含む補修費の経費を含みます。

また、収入の一部を横浜市に納付金として市に納入することとします。

この他に事業等にかかるテキスト代・保険料等の実費相当額を参加者から徴収することができます。実費収入は、指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

ウ　納付金

各年度の納付金額は、500 万円を最低保障金額と定め、前年度の収支実績額（初年度は当該年度の収支予算書に基づく収支額）において収入が支出を超過する場合、超過分を市と分配し、最低保障額に加算した額とします。

分配率については、20.00％以上（小数点第二位まで）を条件とし、応募の際に提案していただきます。

納付金額＝500 万円＋前年度収支実績における超過額※×分配率（20.00％以上で提案された率）
※初年度は当該年度の収支予算書に基づく収支額における超過額

なお、各年度終了時において、最低保障額に不足が生じた場合は、その差額を指定管理者が補填してください。

納付金額は、応募の際に提出された収支予算書および前年度収支実績を基に、会計年度（４

月１日から翌年３月 31 日まで）ごとに、横浜市と指定管理者の協議の上、書面にて確定します。

また、各年度の納付金額決定のための協議の時期や期間、納付金の納付時期や方法等は横浜市と指定管理者とで締結する年度協定（「６（１）参照」）で定めます。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この公募要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、最低保障金額及び分配率の変更を行うことがあります。

※参考：各海づり施設の利用状況等の管理実績については横浜市ホームページを参照してください。
ＵＲＬ：http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/shitei/

※２（５）に記載した通り、指定管理期間中の周辺整備により施設周辺の環境が変わる可能性があります。今後、詳細やスケジュールが明らかになった時点で、指定管理者と市は対応及び納付金について協議するものとします。

エ　小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、年間600万円（消費税抜）の範囲内（指定額）で、指定管理者が負担します。毎年度の金額については、年度ごとに横浜市と指定管理者が協議することとします。収支予算書には、修繕費として年間600万円（指定額）を計上してください。

オ　駐車場管制設備

駐車場管制機器等の整備は指定管理者にて行ってください。現在、大黒海づり施設、本牧海づり施設、磯子海づり施設の駐車場に設置されている駐車場料金自動精算機は、現指定管理者が賃貸借契約しているものです。

カ　業務の委託

指定管理者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は、請け負わせてはなりません。業務の一部について、あらかじめ横浜市が認めた場合はこの限りではありません。

その場合、横浜経済の活性化及び市内企業育成のため、横浜市内の中小企業（横浜市内に主たる事業所がある企業）の活用に努めてください。

（７）リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		横浜市	指定管理者	分担（協議）
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○

	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	横浜市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	横浜市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	横浜市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの（負担限度付き　年間合計（消費税抜））		600 万円	
利用者等への損害賠償	横浜市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	横浜市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

（８）業務実施上の留意事項

ア　関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

＜主な関連法令＞

（ア）地方自治法、地方自治法施行令

（イ）港湾法、港湾法施行令、港湾法施行規則ほか港湾関連法規

（ウ）横浜市海づり施設条例、横浜市海づり施設条例施行規則

（エ）横浜市港湾施設使用条例、横浜市港湾施設使用条例施行規則

（オ）個人情報の保護に関する法律
（カ）横浜市個人情報の保護に関する条例
（キ）横浜市暴力団排除条例
（ク）労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
（ケ）施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
（コ）環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等）
（サ）横浜市屋外広告物条例、横浜市屋外広告物条例施行規則
（シ）その他関連する法令

イ　業務の基準・評価について

（ア）事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。

なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

（イ）自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年１回以上、自己評価を実施することとします。

（ウ）第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

本施設に関する第三者評価は、横浜市海づり施設等指定管理者選定評価委員会（以下「選定委員会」という。）による評価を受けることとし、これらの結果を公表します。

なお、受審については指定期間の２年目又は３年目のいずれかに行うことを原則とします。

（エ）業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ　その他

（ア）個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成 17 年２月横浜市条例第６号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

（イ）守秘義務について

指定管理者は、業務の執行にあたっては、その業務上知り得た秘密・情報を漏らしては

なりません。指定期間終了後も同様とします。

（ウ）情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、横浜市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成 12 年２月横浜市条例第１号）の趣旨に則り横浜市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、情報開示請求等に対して適切に対応することとします。

（エ）事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

ａ　指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。

ｂ　施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。

ｃ　指定管理者は、損害保険会社により提供されている施設賠償責任保険（指定管理者特約条項付き）に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応することとします。なお、対人補償の保険金額は１億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。詳細については仕様書を参照してください。

（オ）苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望が寄せられた場合は、対応等を検討し、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

（カ）利用の継続

業務の開始にあたっては、現に本施設を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

（キ）事業の継続が困難となった場合の措置

ａ　指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第 244 条の２第 11 項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

ｂ　当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

（ク）協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

（ケ）公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、本市財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

（コ）施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、横浜市に報告します。確

認及び報告は、横浜市が策定した「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

（サ）災害等発生時の対応

海づり施設等は、現段階では、本市防災計画等に位置づけられていませんが、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

（シ）廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

（ス）目的外使用について

市は、指定管理者の管理する範囲において、地方自治法に基づく行政財産の目的外使用許可を行う場合があります。その場合、指定管理者は市に協力するものとします。

また、施設の自動販売機等の設置等の目的外使用については、毎年、指定管理者が横浜市へ目的外使用許可の申請を行うものとします。

なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、本施設の運営に係る経費として支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

（セ）横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行(平成 24 年 4 月 1 日)にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

（ソ）横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、平成 22 年４月１日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

（タ）財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に１回、指定管理者となっている団体（共同事業体においては各構成団体）について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

（チ）ウェブアクセシビリティ

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮すること。

（ツ）文書等の管理及び保存

指定管理者は業務に伴い作成または受領する文書等を適正に管理・保存することとします。指定期間終了時に、当該文書等の引き渡しを指示する場合があります。

なお、出納関連の事務については、監査等を行うために必要がある場合には、市から指

定管理者に対して帳簿書類やその他記録の提出を求める場合があります。

（テ）その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

（ト）その他

その他、記載のない事項については、横浜市と協議を行なうこととします。

５　公募及び選定に関する事項

（１）公募スケジュール

ア　公募のお知らせ	６月 16 日（火）
イ　公募要項の配布	６月 16 日（火）～８月 14 日（金）
ウ　応募及び現場説明会	６月 25 日（木）
エ　設計図書（平面図等）の閲覧	６月 30 日（火）～７月１日（水）
オ　質問受付	６月 30 日（火）～７月６日（月）
カ　質問回答	７月 16 日（木）頃（予定）
キ　応募書類の受付	８月 13 日（木）～８月 14 日（金）
ク　審査・選定（面接審査実施）	９月上旬（予定）
ケ　選定結果の通知・公表	９月下旬～10月上旬（予定）
コ　指定管理者の指定	12 月下旬（予定）
サ　指定管理者との協定締結	平成 28 年３月（予定）

（２）公募手続きについて

ア　公募のお知らせ

指定管理者の公募について、記者発表を行うとともに横浜市及び港湾局のホームページに掲載し、広くお知らせします。

イ　公募要項の配布

（ア）掲載期間：平成 27 年６月 16 日（火）から平成 27 年８月 14 日（金）まで

（イ）配布方法：横浜市港湾局ホームページからのダウンロードのみによります。

ＵＲＬ： http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/

ウ　応募及び現場説明会

応募方法、応募書類等及び現場に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。当日は、この公募要項は配布しませんので、各自でご持参ください。

（ア）開催日時及び場所：平成 27 年６月 25 日（木）午後１時 30 分から午後４時 30 分まで

午後１時 25 分より大黒海づり施設にて、応募説明会を行います。

その後、大黒海づり施設、大黒ふ頭先端緑地、本牧海づり施設、磯子海づり施設を見学します。

各施設が離れており、公共交通機関の便がよくありませんので車等でおいでください。

なお、説明会当日の駐車場利用料金は応募者の負担となります。

（イ）参加人数：各団体３名以内とします。

（ウ）申込方法：参加をご希望される団体は、６月 23 日（火）までに、E-mail で「応募及び現場説明会参加申込書」（別紙１）を横浜市港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課（kw-shitei01@city.yokohama.jp）にお送りください。参加申込書の受付をしましたら、受け付けた旨を上記アドレスより返信しますので、６月 23 日（火）までに返信がない場

合はお問い合わせください。

エ　設計図書の閲覧

設計図書（平面図等）について、次のとおり閲覧できます。

閲覧期間：平成 27 年６月 30 日（火）から７月１日（水）まで

（午前９時から正午まで、午後１時から午後５時まで。閲覧時間は原則として１時間以内とします。）

場　　所：横浜市港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課

予　　約：閲覧希望の方は、６月 26 日（金）までに E-mail に希望日時を記載の上、横浜市港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課（ kw-shitei01@city.yokohama.jp ）にお申し込みください。閲覧希望の受付をしましたら、受け付けた旨を上記アドレスより返信しますので、６月 26 日（金）までに返信がない場合はお問い合わせください。

オ　質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

（ア）受付期間：平成 27 年６月 30 日（火）午前９時から７月６日（月）午後５時まで

（イ）受付方法：E-mail で「質問票」（別紙２）を横浜市港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課（ kw-shitei01@city.yokohama.jp ）にお送りください。電話でのお問合せには応じられませんのでご了承願います。質問の受付をしましたら、受け付けた旨を上記アドレスより返信しますので、７月６日（月）までに返信がない場合はお問い合わせください。

カ　質問への回答

回答方法：平成 27 年７月 16 日(木)（予定）に、横浜市港湾局ホームページへの掲載により回答します。

ＵＲＬ　：http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/

キ　応募書類の受付

（ア）応募書類：「５（４）応募手続きについて」を参照

（イ）受付期間：平成 27 年８月 13 日（木）～８月 14 日（金）まで

（午前９時から正午まで、午後１時から午後５時まで）

（ウ）受付方法：横浜市港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課まで、ご持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください（受付期間内必着）。

※送付先　〒231-0023　横浜市中区山下町２　産業貿易センタービル５階

横浜市港湾局みなと賑わい振興部賑わい振興課

（３）審査・選定の手続きについて

ア　審査方法

選定委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は職員の方合計３名までの出席をお願いします。

なお、面接審査は、応募者が多数の場合は書類審査の上位３者について実施します。応募者には後日詳細をお知らせいたします。

選定委員会による審査及び横浜市長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市長が指定の通知を行うことにより、本施設の指定管理者として正式に指定されます。

イ　選定委員会（五十音順・敬称略）

氏名	備考
白石　小百合	横浜市立大学国際総合科学部教授
細川　恭史	一般財団法人みなと総合研究財団理事
堀江　典子	佛教大学社会学部准教授
堀川　朋善	堀川会計事務所公認会計士
安島　博幸	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部　教授

ウ　会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ　評価基準項目について

評　価　項　目		配点	審査する主な書類
1　管理運営の基本方針	（1）指定管理者としての基本的な考え方	２００	様式２（1）
	（2）取組の方針 ア　利用者サービスの向上への取組方針 イ　安全な施設管理のための取組方針 ウ　収入増、経費節減への取組方針		様式２（2）～（4）
2　管理運営の安定性	（1）管理の体制 ア　運営組織図 イ　人員配置計画とスタッフ教育についての考え方	２００	様式２（5）～（6）
	（2）管理実績		様式２（7）
	（3）緊急時の対応		様式２（8）
	（4）経営基盤		提出書類
3　管理運営に関する提案	（1）施設管理に対する取組	４００	様式２（9）
	（2）各施設の特色を生かした取組		様式２（10）
	（3）複数の施設を運営することを生かした取組		様式２（11）
	（4）経費節減策		様式２（12）
	（5）利用料金の設定		様式２（13）
	（6）安全対策		様式２（14）
	（7）個人情報保護・情報公開への取組		様式２（15）
	（8）利用者のニーズ、要望・苦情への対応		様式２（16）
	（9）本市の施策を踏まえた取組み・事業の提案		様式２（17）
4　収支計画	指定期間中の収支予算書・分配率の提案	２００	様式３（1）～（4）
合計		１０００	

なお、応募団体が１団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ　選定結果の通知・公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、港湾局ホームページへの掲載等により公表します。

ＵＲＬ：http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/

カ　指定管理者の指定
　　市会の議決後に、指定管理者を指定します。（平成 27 年 12 月下旬予定）
キ　指定管理者との協定締結
　　「６　協定及び準備に関する事項」を参照

（４）応募手続きについて

次の応募書類をアから順に並べ、ア～ツの原本１部及び写し１部と、ア～エについては更に写し 13 部を提出してください。ア～ツの原本１部・写し１部はそれぞれファイル綴りとし、ア～エの写しの書類 13 部については、12 部はファイル綴り、１部はファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。各書類にはアから通しのページ数及びインデックスを付してください（クリップ留めのものに１部についてはインデックス不要）。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、Ａ４サイズに統一してください。あわせて、イ～オについては電子データの提出もお願いします。

また、財務状況の評価を外部委託にて一括して行いますので、「コ」については、団体名や施設名を消し、団体が特定できない状態にしたものを１部提出してください。

	提出書類	様式・枚数制限	ＣＤ－ＲＯＭ	提出部数	
				正	副
ア	指定申請書 （横浜市海づり施設条例施行規則　別記様式）	様式１：１ページ	－	1	1 + 13
イ	事業計画書	様式２（１）～２（17）：各様式に示すページ数のとおり	○	1	1 + 13
ウ	収支予算書及び分配率提案書	様式３：各１ページ ただし（２）（３）は年度ごと	○	1	1 + 13
エ	団体の概要 ※共同事業体が応募する場合の応募書類について 共同事業体の形態をとる場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。「団体の概要（様式４）」の次に、以下の２点の書類を添付してください。 ａ　共同事業体の結成に関する申請書（様式４－２） ｂ　共同事業体連絡先一覧（様式４－３） なお、応募書類の内、エ～ツの各書類については、構成団体すべてについての書類を提出してください。	様式４：各１ページ	○	1	1 + 13
オ	役員等氏名一覧表 ※県警照会用エクセルファイル（データ）も提出してください。（様式自由）	様式５：１ページ	○	1	1
カ	欠格事項に該当しない宣誓書	様式６：１ページ	－	1	1
キ	定款、寄附行為、規約、その他これらに類する書類	－	－	1	1
ク	法人にあっては、法人の登記事項証明書	－	－	1	1
ケ	指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書	様式自由	－	1	1

コ	指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度まで、直近３か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等 （任意団体においては、これらに類する書類）	－	－	1	1
サ	税務署発行の納税証明書「その３の３」（法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書）	－	－	1	1
シ	横浜市税の納税状況調査の同意書（様式７） ：現時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度本市への納税状況（本市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。）	様式７：１ページ	－	1	1
ス	法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式８） ：公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。	様式８：１ページ	－	1	1
セ	労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の１回分）等	－	－	1	1
ソ	健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の１回分）等	－	－	1	1
タ	厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の１回分）等 ※　加入の必要がないため、セ・ソ・タのいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式９）を提出してください。	（様式９）	－	1	1
チ	団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）	－	－	1	1
ツ	設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの	－	－	1	1

※その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

（５）応募条件等について

ア　応募者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体。（以下「団体」という）

イ　欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

（ア）法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること。

（イ）労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。

（ウ）会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること。

（エ）指定管理者の責に帰すべき事由により、２年以内に指定の取消を受けたものであること。

（オ）地方自治法施行令第 167 条の４の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること。

（カ）選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること。
（キ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第２条第５号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること。
※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式５）」」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
（ク）２年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）。

ウ　共同事業体の場合の取扱いについて

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に「共同事業体の結成に関する申請書（様式４－２）」を提出することとします。また、選定後協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

エ　公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

オ　接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

カ　重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。
また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

キ　応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ク　団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。
（ア）現地見学会・応募説明会への代理出席
（イ）事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします。）
（ウ）選定委員会の面接審査への出席

ケ　応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。
（ア）オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合
（イ）応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

コ　応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

サ　応募書類の開示

指定管理者・指定候補者の応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

シ　応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（別紙３）」を提出してください。

ス　費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

セ　提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

６　協定及び準備に関する事項

（１）協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、納付金決定のための協議の時期や納付方法等に関する年度協定を締結します。

（２）協定の主な内容

ア　管理運営業務の範囲及び内容

イ　法令の遵守

ウ　管理運営業務実施上の規定等(第三者への委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)

エ　管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等）

オ　管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項

カ　施設の維持保全及び管理に関する事項

キ　施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項

ク　債権債務の譲渡等の禁止に関する事項

ケ　管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

コ　指定管理満了に関する事項

サ　指定の取消及び管理業務の停止に関する事項

シ　協定内容の変更に関する事項

ス　その他必要な事項

（３）円滑な引継ぎ

指定管理期間の開始までに、準備業務として、事業計画書作成業務、横浜市との連携・調整業務及び管理に必要な機器等の整備を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

なお、指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で引継ぎ等を行ってください。なお、準備にかかる経費については、指定管理者の負担とします。

（４）指定候補者の変更

横浜市は、指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として横浜市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、次点候補者を指定管理者の候補団体として横浜市会に議案を提出すること

があります。

なお、横浜市会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

（５）指定取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

ア当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき

イ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき

ウ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき

エ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき

オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき

カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき

キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき

ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき

ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき

コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき

サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき

シ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、本施設の利用料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

なお、指定管理者が本市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。